記事提供:日本年金機構 年金事務所

全国健康保険協会 茨城支部

発行:一般財団法人 茨城県社会保険協会

水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F

TEL.029-226-8005

社 会 保 険 しばらき

9月分の保険料は新しい標準報酬月額で



「ふるさとに咲く」(撮影・城里町):日本写真家協会員 藤井 正夫

9月分の保険料は 9月分保険料 新しい標準報酬月額で!!

7月に提出していただきました「標準報酬月額算定基礎届」により、新しい標準報酬月額を決定(定時決定)いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇(降)給などにより月額変更(随時改定)に該当する場合を除き、今年9月から来年8月までの1年間の保険料や保険給付額などの基礎となります。

新しい保険料の控除はいつから??

新しい 標**準報酬月額**

保険料の控除は原則前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。新しい標準報酬月額による9月分の保険料は、10月納入告知分(平成26年10月31日納期分)から控除してください。

※7·8·9月の月額変更届に該当する場合は、 月額変更届による標準報酬月額で保険料を 計算することになりますのでご注意ください。

事業所整理記号 01・あいう 事業所番号		健康保険·厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書					
被保険者	12345				決定後の標準報酬月額		
整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	(健保)	(厚年)	
1	年金太郎	\$33.03.03	第一種	H26.09	560千円	560千円	~
2	健保花子	S44.04.04	第二種	H26.09	360千円	360千円	
郵便番号 事業所住所	123-4567	○○丁目○○番均	也 平成2	6年○月○日			

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

日本年金機構理事長(〇〇〇)

10月に支払われる給与から

保険給付額なども変わります

傷病手当金などの保険給付額も新しい標準報酬月額に基づいて計算し、支給されます。

また、在職中で老齢厚生年金を受給されている方(昭和12年4月1日以前生まれの70歳以上の方を除く)は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額支給停止になる場合もあります。

事業所名称 株式会社 ○○○○

事業主氏名 厚生太郎

"標準報酬月額及び保険料額の被保険者への通知"は事業主の義務です

標準報酬月額の決定や改定があったときには、年金事務所から事業主に通知されます。事業主はこの通知があったときは速やかに被保険者一人ひとりへ通知しなければなりません。(健康保険法第49条1項及び2項、厚生年金保険法第29条1項及び2項)

標準報酬月額は給与から控除する保険料の基礎となるだけでなく、将来被保険者が受ける年金の額を決める重要なものです。必ず被保険者に通知してください。

詳細については、管轄の年金事務所へお問い合せください。

于亚为山

算定基礎届の提出はお済みでしょうか??



算定基礎届を提出していただいていない場合、「保険料が実際と異なる」「他の届書の処理が 止まってしまう」などの様々な影響がでてきますし、「ねんきん定期便」でのお知らせにも関係し てきます。早急に日本年金機構茨城事務センターへ提出をしてくださいますようお願いします。

提出先

日本年金機構茨城事務センター

〒310-0062 水戸市大町1-2-17

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

健診機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨を実施します!

この度、より多くの皆さまに協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診していただくため、**健診機関に受診勧奨業務の委託**を行うことといたしました。

つきましては、生活習慣病予防健診を利用されていない(または利用率の低い)事業所様あてに、 協会けんぽから委託を受けた健診機関より、お電話等による受診勧奨を実施させていただきます。

■ 生活習慣病予防健診とは?

35歳~74歳の被保険者(ご本人)の方が対象の健診です。この健診は、労働安全衛生法の定期健康診断の項目を含み、がん検診の項目も加えた詳しい内容であり、協会けんぽの補助が利用できる大変お得な健診となっています。

■ 受診勧奨を実施する健診機関

日立総合病院日立総合健診センター/(公財)日立メディカルセンター/東関東クリニックいばらき健康管理センター/(公財)茨城県総合健診協会/つだ中央クリニック/村立東海病院(一財)全日本労働福祉協会 茨城健診センター/平間病院/結城病院/城西総合健診センター 龍ケ崎済生会総合健診センター/牛久愛和総合病院/大徳健診センター/小美玉市医療センター取手北相馬保健医療センター医師会病院/なめがた地域総合病院

■ 勧奨実施期間

平成26年8月1日から平成27年2月27日まで

皆さまの健康づくりのため、ぜひ生活習慣病予防健診のご利用をご検討ください。



平成26年度ジェネリック医薬品軽減額通知を実施します

協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に**1ヶ月分の自己負担軽減可能額等**をお知らせしております。

協会けんぽ加入者様へのお知らせです。

- (家) 主に生活習慣病(高血圧、糖尿病、高脂血症等)や慢性疾患(喘息、リウマチ等)などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ☞ お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※ すべての加入者の方に通知されるものではありません。
- ※ 上記以外の疾病であっても長期間服用される医薬品が処方されている場合には通知対象となる場合もございます。

年度内に 2回 お知らせを送付します。

- [1回目の通知] <u>平成26年9月頃</u> [2回目の通知] 平成27年2月頃
- 応 加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。
- ※ 2回目の通知は、1回目の通知対象者のうち、自己負担軽減額が一定額以上見込まれる場合に送付いたします。
- ※ 被扶養者の方が該当された場合、通知の宛名は [被扶養者様の氏名]、送付先住所は [被保険者様の住所] となります。

≪ジェネリック医薬品への切り替えによる医療費軽減額について≫

平成25年度通知では、約47万人の加入者の方にジェネリック医薬品に切り替えて頂き、医療費の軽減額は 年間約83億円(単純推計)となりました。

平成21年度から25年度まで(5年間)の軽減効果額の累計額は、**約257億円**となります。皆さまのご協力ありがとうございます。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ 茨城

検索

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

生活習慣病予防健診の受診勧奨について ⇒

☎029-303-1584 (保健グループ)

ジェネリック医薬品軽減額通知について <> □

☎029-303-1580 (企画総務グループ)

保険関係届書は印刷できます



全国健康保険協会 茨城支部 ホームページ

http://www.kvoukaikenpo.or.ip/shibu/ibaraki/

申請・手続き等

→全国健康保険協会茨城支部ホームページの「申請書ダウンロード」から下記の手続き等に必要な届書が印刷できます。

なお、平成26年7月から協会けんぽの申請書・届出書の様式が新しくなっております。

- ○健康保険給付の申請書
- ○任意継続の申請書
- ○被保険者証の再交付等の申請書
- ○健診に関する申込書
- ○交通事故や第三者行為によるケガ の届
- ※必要な届出様式をご確認のうえ 印刷してください。

健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-17

日本年金機構 北関東・信越ブロック本部 茨城事務センター

健康保険給付関係届書の送付先

〒310-8502 茨城県水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

全国健康保険協会 茨城支部

厚生年金保険の健康が一人ページから

日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.ip/

健康保険・ 厚生年金の加入手続等

- →上段の「申請·届出様式」から下記の 手続きに必要な届書が印刷できます。
- ○健康保険·厚生年金の適用に関する 手続き
- ○健康保険料·厚生年金保険料に関する手続き
- ○国民年金保険料に関する手続き
- ○年金受給者に関する届出・手続き
- ○外国人の脱退一時金に関する 手続き
- ○年金記録の確認申立に必要な書類
- ○申請や相談の委任が必要な手続き
- ※必要な届出様式をご確認のうえ 印刷してください。



ちょっと待って!! 郵送前にもう一度確認を!

- ■記入漏れはありませんか。
- ■押印漏れ・訂正印の漏れはありませんか。
- ■金融口座は、請求者の口座を記入していますか。
- ■金融機関の支店名・口座番号は正確に記入されていますか。

事業主・被保険者の皆さまへ

お客様の利便性と事務処理の迅速化を図るため、 関係書類の提出につきましては、4頁の送付先へ直 接郵送いただきますようご協力をお願いいたします。

全国健康保険協会 茨城県大会を開催しました

平成26年8月7日(木)ホテルレイクビュー水戸にて、協会けんぽの厳しい財政状況と加入者・事業主 の皆さまの保険料負担が限界に達していることを関係各方面へ訴えるため、「全国健康保険協会 茨城県大会」 を開催しました。

大会当日は、ご多忙なところ約370名の方にご来場いただきました。盛会のうちに大会を終了することが できましたことを、心より感謝申し上げます。

大会では、茨城支部の加入者61万人の総意として、下記の2つの事項が決議されました。

茨城県大会で決議された要望事項につきましては、11月18日に開催される全国大会を経て国をはじめと する関係各方面へ訴えてまいります。

- 一、全国健康保険協会に対する国庫補助金の補助率を健康保険法が定める上限である 20% (現在16.4%) に引き上げること
- 一、公費負担の拡充をはじめ、高齢者医療制度を抜本的に見直すこと

康保険協会 茨城県 健康保険協会 茨城県



徳宿支部長による基調報告



参議院議員 岡田 広 様(自民党)

建原河澳加工 火纵元



参議院議員 郡司 彰 様 (民主党) 大会決議 (案) の読み上げ



茨城県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、次の事業を行って おります。「健康で明るい人づくり・職場づくり」のために事業所内での職場研修に是非ご利用ください。

健康運動指導士を派遣し、 健康体操等の講話や 実技指導を行います。

管理栄養士等を派遣し、 ご希望に応じたテーマで 講習会を行います。

- テーマ
- ●病気の予防
- ●生活習慣病等

茨城県社会保険協会 が負担します。

申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて茨城県社会保険協会へ申し込みください。 なお、講師の都合等ありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。

お問い合わせ お申し込み

-般財団法人 茨城県社会保険協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階 TEL/029-226-8005 FAX/029-231-2522